

2023年7月31日

各 位

大阪労働者弁護団
代表幹事 平方 かおる

〒530-0047 大阪市北区西天満 4-10-19-603

電話 06-6364-8620 FAX06-6364-8621

大阪・関西万博にかかわる全ての労働者の生命・健康、 ワークライフバランスと人権の尊重を求める緊急声明

1. はじめに

複数の報道機関の報道によれば、2025年国際博覧会（大阪・関西万博）の海外パビリオンなどの準備作業が遅れていることへの対応として、運営主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（万博協会）の幹部が、来春に予定される建設業界に対する時間外労働の上限規制を万博工事には適用しないよう政府に要請したという。

しかしながら、このような要請は、建設事業についても、5年間の適用猶予期間ののちは他の事業と同様に労働時間の上限規制を及ぼすことを定めた2018年労基法改正の趣旨に真っ向から反するものであり、政府はこのような「要請」に応じるべきではない。

なお、建設事業のうち「災害時における復旧・復興の事業」等については、2024年4月1日以降も、労働時間の上限規制のうちの一部（時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制）は適用されない見込みであるが（労基法139条1項）、大阪・関西万博の実施が「災害時における復旧・復興の事業」等に該当する余地はないことも、念のため指摘しておく。

2. 労働時間上限規制の趣旨・目的・経緯

2018年6月29日に成立した働き方改革関連法は、それまで、36協定を結びさえすれば事実上「青天井」となっていた時間外労働の上限について、戦後初めて法律をもって上限を定めることとしたものである。これは、ワーク・ライフ・バランスの理念（労働契約法3条3項「仕事と生活の調和」）の実現や、過労死や過重労働による健康被害といった悲劇を根絶することを目指して導入されたものであったはずである。

このことは、働き方改革関連法案が審議された2018年4月27日衆議院本会議において、

加藤厚生労働大臣（当時）が法案の趣旨について「過労死を二度と繰り返さないため、長時間労働の是正が急務」であると述べ、また、安倍晋三首相（当時）が「長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者が仕事につきやすくなり、男性も子育てを行う環境が整備されます。」などと述べていたことから明らかである。

いっぽうで、建設事業については、長時間労働の背景として業務の特性や取引慣行上の課題があるなどの理由により、例外的に上限規制の適用を5年間猶予し、2024年4月1日から適用することとされたが（労基法139条2項）、衆参両院における委員会の附帯決議では、政府に対し、適用猶予された建設事業等について関係省庁・関係団体等の連携・協力のもとに上限規制の適用に向けた環境整備を進めることが求められた（衆議院厚生労働委員会附帯決議2、参議院厚生労働委員会附帯決議6）。

以上に述べた経緯のもと、2018年6月に働き方改革関連法が成立したものである。

3. 万博のみを「特別扱い」する理由はない

建設業界では、働き方改革関連法の成立後、2024年4月からの上限規制の開始に対応すべく、業務の進め方や取引慣行の見直しなどのため、政府・関係者が一丸となって5年以上にわたって準備を続けてきたのであり、これ以上適用猶予期間を延長すべき理由はない。

たとえ万博が「国家的」プロジェクトであるとしても、法を遵守してその事業をおこなうべきことは当然であり、「特別扱い」を正当化すべき根拠は一切ない。

4. 要請は「持続可能な開発目標」「国連指導原則」等の趣旨に反する

ましてや、万博協会は「国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、わが国の産業及び文化の発展に寄与することを目的とする」（定款3条）ことを掲げる公益社団法人である。国際連合（国連）の「持続可能な開発目標」（SDGs）には「すべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」ことが含まれていることは公知の通りであり、万博協会は、率先して労働者の人権を尊重する姿勢を見せなければならないというべきである。

また、国連は2011年、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（「国連指導原則」）を定めた。そこでは国家の人権保護義務・企業の人権尊重義務・救済へのアクセスが規定されている。日本政府はこの指導原則を踏まえ、2020年に『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）を策定して公表し、それに基づくガイドラインでは「我が国は、特にアジア諸国と共にサプライチェーンを整備し、各国と強い経済的結びつきを有する国家として、企業による人権尊重の取組の普及・促進に向けてリーダーシップを発揮することが期待されている。」としている。ところがこの度の要請は、働く人たちの基本的な人権を犠牲にした上で、国際的な大イベントである万博開催

を強行しようとするものであり、「国連指導原則」、そしてそれを踏まえた日本政府の「行動計画」の趣旨にも真っ向から反するものと言わねばならない。

5. まとめ

当弁護団は、政府に対しては、万博協会の幹部によるとされる「要請」については毅然と拒否することを求める。

また、万博協会に対しては、パビリオン建設その他万博開催準備のための事業において就労する全ての労働者の生命・健康とワークライフバランスが守られ、また人権が尊重されるために必要な全ての措置をとることを強く求める。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 小野順子

〒562-0014 箕面市萱野4-3-10 箕面野口ビル402号

メイプル法律事務所 [TEL] 072-723-9800